

## 自然公園のあり方懇談会の経緯

第1回（平成14年12月4日）

議 題：自然公園のあり方懇談会の進め方について

ゲスト：なし

第2回（平成15年 2月14日）

議 題：山岳地域における歩道のあり方について

ゲスト：美馬秀夫（石川県環境安全部自然保護課）

第3回（平成15年 3月25日）

議 題：地域社会など多様な主体の参加による自然公園の風景の形成について

ゲスト：泉 勝雄（上川町建設課都市整備室）

第4回（平成15年 5月19日）

議 題：自然公園における自然再生と自然環境データの整備について

ゲスト：なし

第5回（平成15年 6月30日）

議 題：自然公園等事業の現状と今後の方向について

ゲスト：飯野達央（栃木県林務部自然環境課）

第6回（平成15年10月10日）

議 題：自然公園における自然とのふれあいの推進

～ビジターセンターを中心として～

ゲスト：広瀬敏通（NPO法人ホールアース研究所）

第7回（平成15年12月 8日）

議 題：自然公園の経緯と役割

ゲスト：なし

## 山岳地域における歩道のあり方について

（懇談会事務局による中間整理表）

- 【前提】
- ・脆弱な自然環境下における歩道整備の限界
  - ・健全な利用の観点から利用環境を適切に確保

分類	テーマ	方針
理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園の歩道の目的</li> <li>・安全性、快適性、自然保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園利用の基幹的施設</li> <li>・利用者層や自然条件等に応じて、多様な自然体験の場として整備、維持管理</li> <li>・その際、下記の点から配慮 自然環境の保全、景観との調和への配慮の徹底 ルート 성격に応じた安全性、快適性の確保 社会基盤、文化資産としての価値の評価</li> </ul>
計画論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用実態の的確な把握</li> <li>・多様なニーズへの対応</li> <li>・整備方針の明確化</li> <li>・持続可能な利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の現況把握、利用実態等のデータを整備し、必要な整備ヶ所、整備量を把握</li> <li>・利用の質量、自然性、眺望等を勘案したルート設定を検討</li> <li>・歩道の性格（園路、探勝歩道、登山道等）に応じた整備方針、整備水準を明確化</li> <li>・利用調整地区の指定等、利用コントロールの視点も考慮</li> </ul>
整備技術論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5カ年の整備と維持管理的整備</li> <li>・丁寧な整備の推進、きめ細かな維持管理の充実</li> <li>・施工技術の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備方針、整備水準に応じた「整備」と「維持管理」の適切な組み合わせ</li> <li>・洗掘、裸地化防止対策としての舗装や木道、土留の整備等のほか、橋梁、トイレや標識など附帯施設を的確に配置</li> <li>・草刈り、石階段の補修等、日常的な維持管理を充実</li> <li>・伝統技術の活用も含め、素材、工法等を検討、発掘・開発し、情報提供等により普及啓発</li> <li>・公共事業との関係整理を行いつつ、グリーンワーカー事業の充実・活用、地域・ボランティアとの連携強化</li> </ul>
手続き論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家や地域等の参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園計画、管理計画、整備計画策定等の各段階で、専門家や地域等の参画確保を検討</li> </ul>
利用ソフト論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用情報の整備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルート設定や維持管理において景観の演出を工夫</li> <li>・登山、自然学習、エコツアーなど利用目的、フィールドに応じたソフト開発や情報提供を充実</li> <li>・過剰利用をコントロールするための教育や制限措置の検討</li> </ul>
制度論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業としての新たな展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業の制度の中で、しっかり事前調査を行い、整備・維持管理を進めていく工夫</li> <li>・公共事業の予算執行と会計規定の下で伝統的技術の活用等を進める方途（歩掛かりの作成等）を検討</li> <li>・利用者の自己責任と国家賠償、保険等の考え方を整理</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマに応じた方針の具体化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の方針を踏まえ、大雪山国立公園等において、歩道の計画・整備をモデル的に実施</li> <li>・併せて、計画・整備手法の改訂等を検討</li> </ul>

## 地域社会など多様な主体の参加による自然公園の風景の形成について

(懇談会事務局による中間整理表)

- 【前提】
- ・我が国の自然公園は、自然風景地の一部として二次的自然や集落を少なからず含み、公園の保護・利用面から風景の適切な管理・形成が必要
  - ・自然の遷移のみならず、社会経済構造の変化に伴う風景変化は不可避
  - ・公的主体のみによる風景の管理・形成の限界(複雑な土地所有や権利制限)

分類	テーマ	方針
風景管理の考え方 (理念)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風景評価の視点</li> <li>・風景管理と風景形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園指定理由、社会経済情勢の変化等を踏まえ、感動を与える風景本来の評価に加え、生物多様性の視点に留意</li> <li>・地区の特性、自然性等に応じて、風景管理・形成の方針を明確化</li> <li>・自然の遷移に委ねる、伝統的な風景を守るといった風景管理に加え、必要に応じて積極的に良好な風景を形成</li> <li>・二次的自然、集落景観等の風景管理・形成のための新たな社会的仕組みの必要性を検討</li> </ul>
管理・形成主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体の役割分担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産管理者が風景管理・形成の主体となるのが原則</li> <li>・第一次産業の疲弊、過疎化の進行など社会経済構造の変化に伴う風景の変遷に対しては、必要性に応じて一定の公的関与が必要</li> <li>・公、地域住民、ボランティアによる参加協働型の風景管理・形成を促進</li> </ul>
計画 ・制度論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風景計画と社会経済</li> <li>・風景計画の目標</li> <li>・風景形成の手段</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基底にある社会経済構造に配慮しつつ、風景として有意かつ限定的に、計画対象とする手法を検討</li> <li>・風景管理・形成の目標の設定主体のあり方と達成手法の検討</li> <li>・風景形成地区(仮称)や協定の設定、風景地の切り取り方(公園線引き)等制度論・計画論への展開</li> </ul>
管理技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用負担</li> <li>・技術開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業による風景管理・形成の可能性・手法の検討</li> <li>・維持管理コスト負担の考え方の整理</li> <li>・伝統的管理技術の集積と援用</li> <li>・モニタリング結果に応じた順応的管理</li> <li>・良好な集落景観形成のためのガイドライン整備</li> </ul>
手続 ・合意形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加主体の役割の明確化</li> <li>・客観性の確保</li> <li>・合意事項への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマや参加形態(意志決定又は活動)に応じた参加主体(環境省、地域、ボランティア等)の召集</li> <li>・合意形成過程の専門家の位置付け(ex.委員会方式)、声なき声の発掘等、ヒアリングや情報公開手法の工夫</li> <li>・参加協働、合意形成に必要な知識・情報のデータベース化の検討</li> <li>・事業者最終責任との整理(市民の意向と最終責任者の結論はしばしば矛盾等)</li> </ul>

### 【方針の具体化】

上記方針を踏まえ、阿蘇等において風景地保護協定制度、管理団体制度等を活用した風景管理方を推進するとともに、計画手法の見直し等を検討

## 自然再生と自然公園について

( 懇談会事務局による中間整理表 )

### 【前提】

- ・ 自然公園は国民的資産であり、価値が損なわれた場合には、積極的に価値を高める努力が必要
- ・ 自然公園を自然再生事業を先駆的に実施する場所と位置付け
- ・ 自然公園との関係に限らず、自然再生全般について整理

分類	テーマ	方針
自然再生とは何か	なぜ今自然再生か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明治以降の近代化、とりわけ戦後の経済成長を経て、わが国は経済や便利さを飛躍的に向上させた反面、四季の変化もあいまって多様で豊かな生態系が、自然海岸や干潟の減少、メダカやキキョウなど身近な種を含む野生生物の絶滅のおそれの増大などにより、衰弱化が進行。</li> <li>・ このような状況を踏まえ、平成 14 年 3 月、自然と共生する社会の実現に向けた中長期的なトータルプランとして政府が策定した「新・生物多様性国家戦略」において、今後展開すべき施策の大きな方向として「保全の強化」に加えて「自然の再生」を位置付け。一方的な自然の破壊や収奪といった関わり方を転換し、衰弱しつつある生態系を蘇らせていくことが必要と強調するとともに、その第一歩としての自然再生事業について、見本となる自然、回復すべき生物種の供給源が残されている現段階からの着手を提案。</li> </ul>
	自然再生とは	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然再生とは、人為によって失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて、生態系の健全性を回復しようというものであり、開発等により失われる環境と同種のものを、その近くに新たに創り出す代償措置は含まない。</li> <li>・ 自然再生の取り組みは、構造物の築造により自然を力で押し込もうとする従来型の事業とは異なり、人為による影響を取り除くことにより自然が自らの力で回復していくことを手助けしようという性格。</li> </ul>
自然再生事業の考え方	事業の対象区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生すべき対象に影響を与え得る広域的な範囲（流域など）を視野に入れた検討が不可欠。</li> <li>・ 自然公園で実施する場合、公園区域にとらわれず、公園隣接区域も一体的に考えることが重要。また、公園から離れた地域では、関係各省による事業や地方自治体が主体となる事業、民間による実施等との連携が必要。</li> </ul>
	目標設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どういう状態の自然を目標として再生を進めるかについては、地域に固有の生物多様性の確保を前提として、専門家の参画と科学的・社会的な情報の共有を通じ、地域的な合意を図りながら決めていくことが重要。</li> <li>・ たとえば、阿蘇の草原やくぬぎ山などの武蔵野の雑木林などの二次的自然も対象となり得るが、将来にわたる維持管理が必要なことから、住民参加などその具体的方法についての地域合意が不可欠。</li> </ul>
	検討の枠組みと合意形成の手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生事業の目標設定や、詳細調査の内容、事業内容やモニタリング計画等について、それぞれ構想段階から、各分野の専門家、地元 N P O、自治体、関係省庁等、多様な主体の参画を得て、具体的に検討し、情報は公開。</li> </ul>

	事業の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学的データに基づく計画の下、工事等を行うことを前提とせず自然の復元力に委ねる方法も考慮することを含め、自然と対話しながら事業を丁寧に実施するとともに、モニタリングの結果に応じて事業内容を柔軟に見直す「順応的管理」の手法を導入。</li> <li>自然再生は、30年、50年がかかりで息長く取り組むべきであり、地域の様々な立場の人たちの参画を得ながら、豊かな地域づくりにも貢献できるよう進めることが重要。</li> </ul>
	事業用地の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然そのものを対象とする自然再生事業の特性と、長期間にわたるモニタリングや維持管理を含め事業の確実な実施を担保する必要性から、対象用地の安定的な確保は重要な要素。</li> <li>直轄事業では、出来る限り用地を取得し環境省自ら主体的に事業を実施するほか、借地や協定等の手法も活用しながら、NPO・自治体などが環境省との連携により事業を実施することなども含め柔軟に対応。</li> </ul>
釧路湿原の例(自然再生釧路方式)	釧路湿原における自然再生の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>釧路湿原は、タンチョウを始め多様な野生生物を育み、人々に安らぎと恵みをもたらすわが国最大の湿原。ところが、湿原面積(約2万ha)の十数倍に及ぶ流域全体(約25万ha)に森林・河川・農地・住宅地等が存在しており、各種開発、河川直線化、森林伐採等により、土砂や栄養分が湿原内に大量に流入するなど、人為による様々な影響によって、戦後、とりわけここ20~30年の間に、自然の推移を上回るスピードで湿原の減少や乾燥化が加速度的に進行し、このままでは消失の危機。</li> <li>このため、釧路湿原の再生に向けた提言が、地域の多様な主体の参加により取りまとめられ、実践的な取組がスタート。「新・生物多様性国家戦略」でも、全国の先駆けとして位置づけ。</li> </ul>
	自然再生釧路方式とは	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自然再生釧路方式」とは、釧路湿原の再生に向けた目標の決め方や、調査、計画、事業、モニタリングといった一連の自然再生事業の進め方、重要なポイントなどを、環境省による実地の取組をもとにとりまとめたものであり、わが国における自然再生事業の基本的な考え方や進め方を示す先駆的モデルとして、発信していこうとするもの。</li> <li>釧路湿原における自然再生事業は、自然再生で求められる重要な課題(科学的データに基づく順応的な進め方、多様な主体の参加と連携等)が以下のような点で典型的かつ具体的に現れていると考えられ、その考え方・進め方が他地域での自然再生の展開方向を先導するものとの視点から「自然再生釧路方式」として整理。 <ol style="list-style-type: none"> <li>湿地は、生物多様性保全上重要である一方、脆弱な生態系。その中でも釧路湿原はわが国で最大かつ代表的な湿原であり、科学的データに基づく丁寧かつ順応的な進め方が最も求められる場所であること。</li> <li>釧路湿原は、流域全体から見ればごく一部を占めるに過ぎず、その下流部に位置することから、酪農を始めとする地域産業、上流部の森林・林業、流域内の各種開発等との関係抜きに自然再生を進め得ず、地域の広範な関係者の理解と参画が効果的な自然再生の推進の鍵を握ること。</li> </ol> </li> <li>自然的条件や社会的条件が釧路とは異なる他の地域では、具体的な目標のたて方や事業の進め方、関係省庁やNPOとの連携や合意形成の手順など、釧路方式として示された自然再生事業の骨格的部分を事例として参考にしつつ、それぞれの地域の状況に応じた柔軟な対応を行っていくべきもの。</li> </ul>

	事業の対象区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 釧路の場合、湿原の流域全体から、各種開発など様々な影響を受けていることから、流域全体を視野に入れたうえで、地域の多くの関係者間で再生に向けた合意形成と役割分担の努力。</li> <li>・ 環境省では、湿原の劣化等の程度が大きく、再生の緊急性が高いと考えられる湿原周縁部（バッファゾーン）から、直轄事業として実証的なパイロット事業に着手。今後、その成果を評価しながら徐々に流域全体に拡大していく方針。</li> <li>・ その際、国立公園区域を主体としつつも、広里地域の農地造成跡地や達古武地域の荒廃林地など、公園区域に直接的な影響を及ぼす公園隣接地でも一体的に実施。</li> </ul>
	目標設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流域全体を視野に入れた大きな目標としての「ラムサール条約登録（1980）当時の環境の回復」を前提としつつ、環境省の事業（釧路方式）としては「自然環境の保全・再生」「農地・農業等との両立」「地域づくりへの貢献」を3つの長期目標として設定。自然再生とともに、湿原周辺で営まれてきた酪農等地域経済を支える産業との共存の視点を重視。</li> <li>・ さらに、地区毎の状況に応じた具体的な目標として、例えば広里地域では、生態学・水管理技術などの科学的な判断に加え、データの共有と地域合意を図りつつ「1960年代後半の農地造成より前の湿原の状態に戻すこと」を検討会で設定。</li> </ul>
	検討の枠組みと合意形成の手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討会（実務会合）は、地元NPO、自治体、専門家、関係省庁等を構成メンバーとして、公開で実施。資料はHPに掲載するなど情報公開を徹底。</li> <li>・ 目標設定や事業の具体的な進め方等について、検討会等の場を活用して議論を深めるとともに、自然再生大会の開催等により地域における幅広い合意形成と普及啓発を推進。</li> </ul>
	事業の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広里地域では、植生・地下水位などの詳細な自然環境調査を実施した上で、肥料をすき込んだ土壌をはぎ取り地下水位に近づける試験施工を実施。その効果や影響をモニタリングし、地域内に設定した再生の目標像となるリファレンスサイト（標準区）のデータとも比較しつつ、事業内容等を柔軟に見直し。</li> <li>・ 達古武地域では、地元NPOとの協働により、集水域における広葉樹の再生を目指して、詳細な自然環境調査を実施するなどの取組を開始。その他の地域でも、地元のNPO、高校、ベンチャー企業、ボランティアなど、多様な主体と連携した取組により地域づくりへの貢献を指向。</li> </ul>
	事業用地の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広里地域では、湿原再生の事業用地として環境省が土地を取得。</li> <li>・ 達古武地域では、カラマツ人工林を環境省が取得し、今後、NPOの協力を得て広葉樹林への再生を検討。また、NPOの所有地等については、NPOと行政との協働による事業の展開を目指し、環境省からNPOへの委託による実施も検討。</li> </ul>
自然再生事業と自然公園との関係	自然公園内で自然再生を実施することの意義	優れた自然風景地としての国立・国定公園は国民的な資産であり、自然風景を支える生態系が健全であってこそ価値が保たれるとの認識のもと、自然公園内の損なわれた自然環境の再生は、その価値を高めるために不可欠な取組であり、自然公園を自然再生事業に先駆的に取り組む場所と位置づけ。

自然公園法施行令への「自然再生施設」の追加	「自然再生施設」を位置付ける趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生施設とは、保護のための個々の施設と対象となる土地を含む施設概念である保護施設の1つとして、損なわれた自然環境について、負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものと法制的に整理。</li> <li>・従来のどちらかと言えばスポット的・対症療法的なイメージの、裸地化した登山道脇の植生復元施設などの保護施設に対し、自然再生施設は、干潟・サンゴ礁などを含む生態系全般を対象に、複合的な要因による劣化への対応など、より広域的、総合的に再生に取り組むためのものとして、従来の植生復元施設・動物繁殖施設に加えて規定し、自然公園内で自然再生に積極的に取り組む姿勢を明確化。</li> </ul>
	「自然再生施設」の具体的なイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的なイメージとしては、釧路湿原・広里において、地盤を掘り下げて相対的に地下水位を上げることにより、湿原植生の再生を図るケースや、サロベツ湿原において、湿原と農地の間に水路と簡易な止水板を組み合わせた緩衝帯を設けることにより、乾燥化が進む湿原の再生と農地の排水対策の共存を目指すケースなど、湿原の流域全体の水分条件等広域的視点に立った対策が想定されるところ。</li> </ul>
「自然再生推進法」の運用	法律に基づく自然再生事業の責任の所在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施者が地域住民、専門家、関係自治体、関係行政機関等に呼びかけて組織する協議会が、全体構想の作成、実施計画案の協議、実施に係る連絡調整等を行うことになっており、その意味で、協議会が全体として責任を負うもの。</li> <li>・法律上、関係行政機関と地方自治体は協議会への参加が必須であり、環境省は、国立公園区域外の事業であっても、関係行政機関として、必ず協議会に参加し主導的な役割を果たす考え。</li> <li>・釧路の検討会は、平成15年度中に「自然再生推進法」に基づく協議会への移行を予定。</li> </ul>
	モニタリング等における科学的な客観性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の専門家の役割が特に重要であり、例えば協議会として小委員会や分科会などを設けて、専門的な議論を行う必要性について「自然再生基本方針」に明記。</li> <li>・環境省は、協議会への参加のほか、主務大臣として、助言を行う機会や事業の進捗状況報告を求める機会等を活用し、科学的な客観性の確保について確認する考え。</li> </ul>

#### 【今後の進め方】

- ・釧路湿原における直轄事業をはじめ自然公園における自然再生事業の積極的な展開を図るとともに、各地域での実績の積み重ねを通じ、制度面の見直しを含め柔軟な姿勢で臨む考え。

## 自然公園等事業の現状と今後の方向について

(懇談会事務局による中間整理表)

### 【前提】

- 平成 6 年度に公共事業化し、平成 15 年度で 10 年。国民が自然に「学び」、自然の中で「体験し」、自然とともに心地よく「時を過ごす」ことができるよう、自然とのふれあいの場のネットワークの形成を目指して事業を実施。
- 公共事業費縮減の流れの中で、予算は減少傾向にあり、必要な分野、地区への事業費配分の重点化、事業評価制度の導入、コスト縮減といった取組が求められている。

分類	テーマ	方針
基本的考え方	・事業の特性、進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備・管理の対象に工作物のみならず自然環境を含む考え方が重要</li> <li>・社会資本としての自然環境のポテンシャルを高める事業を積極的に評価</li> <li>・自然の側に主体をおき、整備済か否かよく分からないような丁寧な整備の手法や仕組みが必要</li> <li>・すぐれた自然の風景地における事業であることから、効率性、経済性、迅速性の観点にとらわれすぎず、特に次の点に留意               <ul style="list-style-type: none"> <li>地形等の自然条件を尊重した施設規模・構造の決定</li> <li>地域特性を踏まえたデザインや使用材料により質の高さを追求</li> </ul> </li> <li>慎重な事業の実施</li> </ul>
	・現状の認識と今後の基本的方向 ・ソフト施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化施設の改善や、総合的、広域的な視点で策定した整備計画に基づく地区の整備は一定の成果</li> <li>・今後、環境対策の徹底、自然を活かした学習の場の確保、くつろぎの場の確保、誰もが利用できる場の確保、の4つを事業の基本的方向として実施</li> <li>・具体的には、特に次の課題に対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>山岳地域における適正なし尿処理、歩道と周辺植生の荒廃の防止</li> <li>交通渋滞、廃棄物等による環境負荷の低減</li> <li>環境学習、自然体験の場としての利用の促進</li> <li>利用拠点地区の魅力の向上</li> <li>外国人利用者、障害者利用者への対応</li> </ul> </li> <li>・自然を体験し、理解する子供たちを育てるため、インタープリターの確保など、ハード整備に立ち遅れているソフト施策を拡充</li> </ul>
基本計画論	・環境負荷の低減と整備地区の選定 ・利用拠点の魅力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脆弱な自然環境を有する山岳地等における環境負荷の低減を図るため、規制的手法の導入とあわせ、公園区域外も含め、利用動線計画やトイレ等の施設の配置・内容を広域的に検討</li> <li>・施設規模が大きくなりがちな車椅子対応の歩道について、対応すべき地区や利用の仕方に係る考え方を明確化</li> <li>・廃墟化した施設の撤去等による用地の確保と緑地化、広場化、気軽に利用できる散策路等の整備を推進</li> </ul>



<p>施設計画・設計論</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然景観と調和した施設デザイン</li> <li>・新たな課題に対応した技術の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然条件や自然景観と調和した歩道整備技術の向上</li> <li>・自然景観と調和した駐車場や車椅子対応の歩道デザイン等に係るガイドラインの策定</li> <li>・環境負荷低減のため、地域材の調達、現場石材の活用、緑化に係る在来種の使用などに配慮し、積極的にアピール</li> <li>・山岳トイレのし尿処理技術の評価、普及を促進</li> <li>・民間施設の集中する利用拠点を活性化</li> <li>・外国人利用者に対応したサインのあり方を調査検討</li> </ul>
<p>制度論</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支出対象経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省所管地からの移転に際して補償を検討</li> </ul>
<p>事業実施の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体</li> <li>・事業計画の総合性、広域性の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国と地方が連携、協力して整備することを原則に、直轄事業については、利用調整地区等の導入に併せ、その対象を一部拡大するなど、地域の努力に応え積極的に展開</li> <li>・その際、自治体毎の整備進捗の較差が大きいため、新しい公共事業の理屈を整理し、直轄事業を増やす必要</li> <li>・また、地方に対し、既存ストックの活用も含めた広域的計画を策定し、整備する場合の計画調査費、用地・補償費などを支援し、連携協力を強化</li> </ul>
<p>その他</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率性、経済性、迅速性の追求という要請に対し、自然条件や地域特性を踏まえた規模・構造、デザインや使用材料の質の高さの追求、慎重な事業の実施といった配慮は、他の公共事業にも通じるとの認識のもと、環境保全の観点から環境省として主張することを考慮</li> </ul>

## 自然公園における自然とのふれあいの推進～ビジターセンターを中心として～

(懇談会事務局による中間整理表)

### 【前提】

- 近年、自然とのふれあいを求める国民のニーズが高まるとともに、多様化、高度化する傾向。
- 様々な主体が様々な場面で自然とのふれあい活動を展開する中で、自然公園は最も豊かな自然とのふれあいを実現できるフィールドとして貴重であり、他のモデルとしての責任。
- ビジターセンターについては、ハード面の整備に比べ、的確な情報、活動プログラムの提供、それらを支える人的基盤などソフト面の整備の遅れが顕著。また、地元依存型の管理運営体制の限界。

分類	テーマ	方針
理念 (目的)	・自然公園と自然とのふれあい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園が果たすべき役割として自然とのふれあいは重要な柱の一つとして認識。</li> <li>・広範な自然とのふれあいの概念を踏まえ、持続可能な範囲内での自然とのふれあいを促進するため、自然公園におけるハード面の整備と併せソフト施策の充実を図り、適切に誘導する必要。</li> </ul>
	・ビジターセンターの役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に、ビジターセンターについては、自然公園における自然とのふれあい活動の中核としての位置付けを再確認し、整備を推進。</li> <li>・公園の利用情報の提供に加え、自然体験や環境学習の機会の提供など、ビジターセンターを中心に国立公園における自然とのふれあい施策の拡充が必要。</li> </ul>
計画論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性、利用実態の的確な把握</li> <li>・ニーズを踏まえた整備方針の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジターセンターに求められる機能が多様化する中で、公園の特徴、立地の特性、利用の実態等を踏まえ、個々のビジターセンターにおける機能の重点化の必要性や独自性のある情報提供のあり方を検討する必要。</li> <li>・その際、安全面、身障者や外国人利用者へも十分配慮。</li> <li>・また、既存施設との連携、役割分担に十分留意するとともに、利用者への普及啓発効果も考慮して環境配慮型施設への改良を推進。</li> </ul>
利用ソフト論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きた情報の収集提供</li> <li>・魅力ある活動プログラムの開発提供</li> <li>・普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各ビジターセンターにおけるホームページ開設による事前の情報提供やリアルタイム情報の収集提供を促進、ビジターセンター相互間や類似施設などとのネットワーク化による情報共有を検討。</li> <li>・活動プログラムに質の高さと新鮮性を求める利用者層に応え、有料プログラムを開発、提供。</li> <li>・活動の場のゾーニングとともに、キャパシティに留意が必要。</li> <li>・ビジターセンター活動を積極的にPRするため、観光情報とのリンクや個々のビジターセンターの役割に応じた呼び名を検討。</li> </ul>
管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有能な人材の確保育成</li> <li>・管理運営体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然保護官とともにビジターセンター活動全般やボランティア活動を調整し、多様な来館者への的確な対応、質の高い多様な活動プログラムを提供する人材の確保育成が重要。</li> <li>・このため、官民の役割分担に留意しつつ、自然学校など専門家との連携、協力とともに、民間の自立を支援する方策を検討する必要。</li> <li>・そのための財政基盤の強化を目指し、様々な形で地域や関係者との連携の確保とともに、受益者負担の導入、管理運営費の拡充などに努める必要。</li> </ul>

### 【方針の具体化】

上記方針を踏まえ、例えば、サロベツ地域（利尻礼文サロベツ国立公園）においては、自然再生事業のモニタリング、地域の歴史・産業を含む総合的な環境学習機能を有するビジターセンターを整備、運営するなど、自然とのふれあい施策を推進。